

憲法理念から憲法政策へ : 高野岩三郎「共和国憲法私案」の再検討

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

43

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

117

(終了ページ / End Page)

150

(発行年 / Year)

1997-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006711>

憲法理念から憲法政策へ

—高野岩三郎「共和国憲法私案」の再検討—

高橋 彦博

一、法令護憲と法令改憲

二、占領体制下の私擬憲法

三、「共和国憲法私案」の基本構造

四、英文憲法草案と高野の対応

五、ウェップ夫妻と高野のコンステイテーション

—結びに代えて—

一、法令護憲と法令改憲

日本国憲法をめぐる論議の状況は、今日、大きく変化したと思われる。憲法典をめぐる護憲か改憲かという論争は後景に追いやられた。戦後五〇年の経過の中から提起された日本社会の当面する課題への政策的対応が日本国憲法をめぐる論議の焦点となっている。

湾岸戦争後の国連機能の復活と、日本の自衛隊の新たな役割と位置に対する法的対応課題の浮上が特徴的であるが、

それだけではない。戦後五〇年の経過の中で、市民の立場からする「知る権利」や「プライバシー保護の権利」への法的対応課題が登場している。あるいは、人間と自然との調和した生活のあり方を求める「自然環境保全の権利」であるとか、これまで、基本的人権の法的解釈が予想しなかった新たな内容の市民的権利関係の法的確定が憲法変遷の自覚的追求課題とされるに至っている。

その際、特徴的なことは、これらの憲法課題について、ただちに憲法典の修正が試みられるのではなく、あるいは国の法律、あるいは自治体の条例、場合によっては国際条約の批准、などの形をとって、つまり、憲法典の改正の形をとらないで情報公開、個人情報保護、環境保全、性的差別解消、集団安全保障、などの新たな憲法的秩序の社会的確認がなされつつあることである。浮上し登場する憲法改正課題への対応は、まずは憲法運用論の領域における政策対応として社会的に取り組まれているのであった。

憲法理念のレベルで憲法典改正が政治争点とされる一歩手前の段階において、内外の行政施策レベルにおける選択肢のあれこれが検討され、その有効性が検証される憲法政策論の領域が設定されているのであり、それが今日の憲法状況となっているのであった。たとえば、かつての護憲か改憲かという政治的立場の対抗関係は、今日では平和基本法と有事立法の政策競合の関係となり、立法過程における法令護憲と法令改憲の政策主導権の争奪戦となっているのである。

憲法論議において、憲法政策論の領域という新しい土俵が設定されている今日的な状況を確認した上で、ほぼ半世紀前の政治過程であった日本国憲法の成立過程を振り返ると、これまで見えなかった形成史の深部の動きが浮かび上がってくるようである。

一九四五年に原案が認められ、一九四六年に成案が発表された高野岩三郎の「共和国憲法私案」がある。この高野

の私案を発表されてから五〇年の今日の時点で読み直し、関連資料で検討し直してみると、これまでのように、高野が共和国構想に基づいて大統領制を提起し天皇制の廃止を求めていたという斬新な憲法理念を評価する視点からなされるだけの把握が、かなり表面的な捉え方であったことがわかる。⁽¹⁾

高野の「共和国憲法私案」の原本は、法政大学大原社会問題研究所の貴重書庫室に、高野の日記と共に保管されている。市販の四〇〇字詰め原稿用紙九枚に毛筆でさりげなく書き連ねられている「共和国憲法私案」の原本は、およそ、歴史的文書として残る私擬憲法の一つであるという重々しい雰囲気を持った文書ではない。新憲法制定の課題性を提起した高野が、蒼惶のうちに自案をまとめたメモの感じである。それは、かえって、新憲法の民間草案としてふさわしい体裁であると言えるかもしれない。

高野の「共和国憲法私案」発表五〇年の時点は、日本国憲法制定五〇年の時点でもあった。ここで高野の私案を改めて見詰め直し、占領史文書の検討などを加え、そこで得ることの出来た今日的な理解と論点の何点かを報告させていただきます。⁽²⁾

(1) 高野の「共和国憲法私案」が発表されから二〇年の時点で「私案」の背景の分析を試みたのが、拙稿「高野岩三郎『憲法私案』の社会運動史的背景」(『社会労働研究』第二十七号、一九六六年。のち『日本の社会民主主義政党』法政大学出版局、一九七七年所収)であった。社会労働運動の歴史的な背景において高野の「共和国憲法私案」を位置付け、その天皇制克服の思想的到達点を評価した拙論であった。以下は、その再論となる。いま、ようやく、かつてよりは、多少、歴史的パースペクティブとしては広く、理論的視点としては多角的な接近をなしうようになったとする自負がないわけではないが、今回の試みもまた、高野岩三郎の到達地点への一つの接近でしかないことが確かである。

(2) 今回この小論は、一九九六年九月一八日、法政大学大原社会問題研究所の月例研究会で行なったこの小論の表題と同じテーマの報告を元にまとめられたものである。研究会では、高野の基本発想の理解をめぐって、限られた時間であったにもか

わらず、かなり活発な議論が交わされ、報告者にとって有益であった。

二、占領体制下の私擬憲法

昭和後期への突入時点における日本国憲法の成立過程にあつて、明治前期における大日本帝国憲法の形成過程に見られたのと同じような何種類かの憲法草案が発表されていた。ただし、かつての私擬憲法約七〇点に比べるとその数は少なく、後日、政府憲法調査会が挙げている点数は、一〇点余であり、政府関係試案、政党試案を除いた民間憲法私案は三点でしかない⁽¹⁾。この違いは何によつてもたらされたものであつたか。

かつての明治前期における私擬憲法の提起は、主として地方の政治結社が憲法議會の開設を求める新政治機構構築の事業であり、「維新」と呼ばれる「革命」作業の表現となつていた。それから半世紀余を経た昭和前期の「新憲法」制定作業は、帝國議會に代表される旧政治機構の有効性が残存する状況において、旧憲法の改正手続きに基づいて整然と進行させられていた。それは、「戦後革命」と呼ばれる「戦後改革」の作業であつた。

日本国憲法の制定経過の特徴の一つは、それが、設定された政党政治の土俵の上で展開された憲法論議となつてゐる点にある。日本国憲法の正当性は、旧憲法の改正という法手続きによつて確定された。第二次世界大戦の終了は一九四五年八月であつたが、大日本帝国憲法体制の法的有効性はそこで終焉を迎えることはなく、帝國議會の継続と共に一九四七年五月まで正当性を保持していた。「新憲法」は、帝國憲法体制の戦後約二年間の存続期間に、第九〇回帝國議會における旧憲法改正議案の採決という法手続きを経て成立したのである。帝國議會が存続し、日本自由党、日本進歩党、日本社会党、日本共産党、など各党の布陣が確定する政治過程と同時に進行の關係に置かれた憲法改正であつた。そこでは、私擬憲法の多くは、議會政治の場に提示される政党プログラムとなつてゐた。

日本国憲法制定過程の特徴の他の一つは、改正の発議が、国内のシステムに加えられる「横からの入力」としてなされたという特異な経過にある。幣原内閣の憲法改正作業の開始と各党の憲法改正への取り組みは、占領軍総司令部の指令に対応するものとなっていた。⁽²⁾日本国憲法の制定過程において、私擬憲法の提起は動機において受動的であった。わずかに、高野岩三郎が主導し、鈴木安蔵が作業の中心となった憲法研究会によってなされた私擬憲法の提示が、GHQの指令とは別の地点からなされる自主的自律的な憲法改正作業となっていた。

日本国憲法の作成過程で発表された「新憲法」の草案は二種類あったことになる。その一つが、GHQによって占領政策として指令された帝国憲法改正作業に含まれる政府と各党による外発的な動機による憲法草案の各種であり、もう一つが、憲法研究会によって作成された自発的な動機による憲法草案であった。高野の「共和国憲法私案」は、後者からの派生であった。憲法研究会による憲法草案の場合、帝国憲法体制にあって異端としての位置を確保し続けて来た体制内少数派の社会派グループが、第二次世界大戦終了二カ月の時点で占領国に憲法改正を提起すると共に、民間有志の検討委員会を作り、自主的に草案を作成し発表したという点で、前者とは異種の草案であったと見なせる。

【戦後政党憲法案の位置】

戦前の政治勢力を継承する戦後政党が発表した憲法草案は、外発的な動機による作成過程を特徴とするものであったが、それにも関わらず、むしろ、そうであったがゆえに、そこには、帝国憲法史の文脈から浮上する政党政治の到達点を表示する意味内容が付加されていた点が見落されてはならない。

第二次世界大戦直後の二年間において、大日本帝国憲法体制を議会政治と政党政治の場として機能させる可能性が最大限に追求された経過があった。一九四六年における幣原内閣の後継内閣選出過程において、大日本帝国憲法の運用論として、帝国議会における「憲政の常道」が確定される政治過程が出現していた。帝国憲法体制下で悲願とされ

ていた政治政党の再現と確定が「戦後革命」期になされていた。帝国憲法体制下における最後の「護憲運動」の政治過程に先行・密着して戦後政党各派による憲法草案が作成されていたのである。

「内府」政権にはかならなかつた幣原喜重郎内閣であるが、憲法改正作業を自己の役割と自認し、憲法改正の策定を見届けることなしに政党内閣に政権を譲ることはできなとする頑さを示した。これに対し、政党政治の担い手を自認する日本自由党や日本進歩党や日本社会党などは、「政党者流」としての自覚を以て、幣原内閣の打倒を叫ぶことになった。かつての「護憲三派」の提携よろしく野党四党の共同委員会が結成され、超然内閣である幣原内閣を打倒し、吉田茂による政党内閣を組織した。一九四六年の政権空白期は、帝国憲法体制下における最後の、そして総仕上げとしての政党政治の充実期となった。幣原内閣打倒運動のスローガンは「憲政の常道」を守れであり、自由党や進歩党の動きは、協同党、社会党、の動きも含めて、当時の新聞報道が認める第三次の「護憲運動」となった。⁽³⁾

幣原内閣の倒閣を目指す自由党、進歩党、社会党、共産党、など「民党」的立場の各党は、それぞれ憲法改正案を發表していた。それらの案が、いずれも、帝国憲法体制下の立憲君主制と政党政治、議院内閣制の実績を發掘し確定する内容となっていたのは、第三次「護憲運動」の担い手の發言として当然であつた。各党の修正案は、大日本帝国憲法体制を、その内的必然性において解体し、共和体制へ漸次的に移行させる歴史的役割を自覚した営為となつてゐた。戦後結成された各党の憲法改正案が、天皇制廃止を規定していなかつたからという理由でこれらの憲法草案について否定的な評價が与えられるのが通例であるが、それは妥当ではない。

幣原内閣の松本委員会における何種類かの改正案に共通するのは、緊急勅令についての理解が、たとえば発令された勅令に関する議会における事後承認と事後否定の規定に見られるように、美濃部達吉の憲法学説を憲法典として確認するものとなつていた点である。⁽⁴⁾ 緊急勅令についての規定は、自由党や進歩党の憲法草案においても同様に美濃部

学説そのままとなっていた。帝国憲法体制下の公法・憲法学の領域において、学問的にはほぼ確定されていた穂積・上杉学説に対する美濃部学説の優位であつた。⁽⁵⁾美濃部憲法学優位の政治的社会的な確認の証として、これらの保守的とみなされる日本国憲法案があつたのである。

【憲法研究会草案の位置】

占領政策として指令された憲法改正に対応する憲法修正の試みとは別のところで、大日本帝国憲法体制下における議會政治と政党政治の傍系部分から、言うならば社会派の部分から、民衆の自発性を基盤とする新たな憲法理念の提起を試みる自主憲法制定の動きが現われていた。高野岩三郎や鈴木安蔵などによる憲法研究会が発表した「憲法草案要綱」がそれであり、高野岩三郎の改正私案である「日本共和国憲法私案要綱」がそれであつたが、この二つの草案には、原理的相違が含まれていた。憲法研究会の「憲法草案要綱」は、天皇制廃止論を採用せず、新憲法体制における天皇の地位を「国家的儀礼」の「司」とするものであつたが、高野の「日本共和国憲法私案要綱」は、天皇制廃止を明言し、天皇制に代えて大統領制を採用するとする共和国憲法の構想となつていた。

だが、その違いを越えて、憲法研究会を母体に発表された二つの憲法草案には、占領政策への対応としてではなく、第二次世界大戦前からの日本の社会史における地下水脈の表出として提起される新たな憲法制定を求める動きとしての共通点があつた。この二つの憲法改正案は、帝國議會の枠の中における憲法改正を求めるのではなく、新たな憲法制定権力の確定をも意味する憲法議會の開設による新憲法の制定を求める動きとなつていた。

憲法研究会は、高野の要請によって組織されている。政府の憲法調査会における森戸辰男の証言によれば、終戦と共に、森戸は知識人の新日本建設への寄与を目的とする日本文人連盟を組織した。馬場恒吾、岩淵辰雄、室伏高信、正宗白鳥、などを結集した日本文化人連盟は、早くも終戦から一月後の一九四五年九月に動きを開始している。この

会の発足について森戸の相談役となったのは高野であった。⁽⁶⁾そして、この日本文化人連盟という場において高野が鈴木安蔵に憲法研究会の組織化を求めたのであった。憲法史の研究者である鈴木に、高野が「民間自身から、民主的な憲法制定運動を、もう、少しも早く起こさなければいけない。それで、ひとつ、君自身しっかりやってくれないか⁽⁷⁾」と求めたのは、一九四五年一〇月二九日のことであつたとされている。

日本国憲法形成過程における高野の役割は、これまで、彼の「日本共和国憲法私案要綱」の内容で測定されてきたが、それだけではなく、むしろそれ以上に、日本文化人連盟や憲法研究会を発足させる起動力となって、憲法改正を求め、憲法議会の開設を提唱し、自主憲法草案である「憲法草案要綱」の起草と発表を終戦の年の一九四五年の一二月までに行なうことに成功した、その歴史課題達成において注目され、評価されなければならないであろう。

一九五七年に発足した政府憲法調査会の調査活動によって明らかにされたのは、皮肉にも、何人かの委員が期待したようなGHQの示唆によって憲法研究会の「憲法草案要綱」が作成された経過ではなかった。明らかにしたのは、それとは逆の事態で、GHQの英文草案作成過程において、憲法研究会の「憲法草案要綱」が検討され重視された経過であつた。⁽⁸⁾やがてGHQが提示する象徴天皇制の構想と同質の天皇制形骸化の構想が、憲法研究会の憲法私案としてGHQに提出され、二種類の英訳文によって英文憲法作成の際に参照された経過が確認されている。憲法研究会の「憲法草案要綱」は、日本国憲法形成過程における自成的要因として機能していたのであつた。

【幣原喜重郎と高野岩三郎】

憲法研究会の「憲法草案要綱」から派生した高野岩三郎の「日本共和国憲法私案要綱」は、一見、当時としては過激な大統領制の提起であり、天皇制の廃止論であり、突出した共和国構想であつたが、そのような高野の憲法私案は、日本の社会史に内在的な発言としての重みを示していた。

高野に関する追憶としてなされた一つの証言がある。「当時の総理大臣幣原さんは高野先生の友人で、死ぬまで現在の平和憲法はマッカーサーの押しつけ憲法ではないと主張されていたが、それは高野先生の憲法草案の話を聞かれていたからだと思う⁽⁹⁾」。新憲法政府案（実はGHQの英文憲法草案）を議会と国民に示した内閣の首相・幣原喜重郎は、高野岩三郎と生年がほぼ同じ維新直後の生まれであり、東京帝国大学法科大学明治二八年卒業を意味する「二八会」のメンバーであった。その幣原が平和憲法自説であったとすれば、それは、いわゆる「憲法九条起源問題」に根があると理解するのが妥当であろうが、天皇制の改革に関しては、GHQの構想より改革度において優越していた高野私案の認知を踏まえた自説であったとする理解もまた不自然ではない。

高野が幣原に会い、憲法研究会の案について説明したことがあるとする証言もなされている。高野は、政府が準備している「松本案」ではだめだ、と幣原に直言した。しかし、幣原は、天皇の位置について「国家的儀礼だけでは困るんだ」と実務的な答えを与え、憲法研究会の案については、高野私案も含めてのことであろうが、「どうも行きすぎだ」と政府の立場を強調したとされている⁽¹⁰⁾。そのような幣原であったが、GHQの英文憲法草案を受け入れることになった時、幣原の脳裏には、天皇制の象徴化について「わが方にもこれと同様な、いやこれ以上にラディカルな案があったのだ」と自らの側を誇る思いが走っていたに違いない。

ところで、憲法研究会の「憲法草案要綱」と高野の「日本共和国憲法私案要綱」は、憲法理念における異質さと両者の間の距離をあえて露呈させていたにもかかわらず、構想としては一体化する関係を保持していた。憲法研究会の「憲法草案要綱」は、その補則で「此ノ憲法公布後遅クモ一〇年以内ニ国民投票ニヨル新憲法ノ制定ヲナスベシ」と規定していたのである⁽¹¹⁾。占領体制下の憲法制定の見直しとか、民衆の政治意識の成熟への期待とかがこの補則に含められていた。高野構想における完全共和制に近づくための暫定憲法構想としての位置が「憲法草案要綱」に与えられ

ていて、それがこの補則となっていたのであるが、ここに見られるのは高野の共和国構想への国民投票による接近という構造であった。

私擬憲法としての憲法研究会の「憲法草案要綱」と高野私案である「日本共和国憲法私案要綱」との間には、天皇制を君主制に転化させ、やがて、その君主制が完全共和制に移行する機運の成熟に期待するという默契が成立していたと見ることが出来る。憲法研究会の「憲法草案要綱」が憲法政策論としての発想を含んでいたとすれば、高野私案である「日本共和国憲法私案要綱」は、憲法政策論に憲法理念を対置させる役割を自覚する私案となっていた。

そして、かなり屈折した形においてはあったが、憲法研究会の「憲法草案要綱」と高野の「日本共和国憲法私案要綱」は、その連動する内的な構造そのままに、日本国憲法形成過程における自成的要因として機能していたのである。

(1) 憲法調査会事務局「憲法制定の経過に関する小委員会報告書」大蔵省印刷局、一九六一年二月。一六七―一六八ページ。古関彰一「新憲法の誕生」中央公論社、一九八九年、三一ページ、参照。「私擬憲法」の語義においては、私案だけでなく、政府関係案も含まれている。なお、「新憲法の誕生」は、一九九五年に「中公文庫」に入っている。

(2) 日本共産党は、一九四五年一月に全文六カ条の「新憲法」の「骨子」を発表しているが、「草案」を発表したのは、政府案が発表され議会で審議が始まった一九四六年六月である。共産党の憲法草案もGHQの憲法改正指令の枠の中における対応策として位置付けられるものとなっている。しかし、共産党の憲法論は、日本社会の政治文脈から外れた地点での発言を企図するものとなっているので、当面の日本国憲法史論における分析対象からは、外すことにする。

(3) 「政権空白期」と呼ばれることもある幣原内閣から第一次吉田内閣に至る期間が、実は第三次の「護憲運動」の高揚期であり「政治充実期」であった事実経過については、高橋、前掲「二の注1」、『日本の社会民主主義政党』第八章の二、参照。二一六ページ、ほか。

(4) 古関彰一、前掲『二の注一』、『新憲法の誕生』Ⅲ、「囚われたる法学者たち―憲法問題調査会」参照。特に六九ページの「宮沢中案、第八条」。

(5) 「新憲法」の形成過程とは「憲法闘争」の展開過程であるとする同時認識がなされていた。一九四六年を「憲法闘争の年」であるとする同時認識において示されていたのは「美濃部憲法学の法解釈学」の評価であり、「今後の憲法学は美濃部憲法の系譜の上においてのみ、正当な発展を期待し得ることと思う」とする判断であった。「美濃部博士の憲法論は学問的には、すでに大正年間に穂積・上杉流の超国家主義的な憲法論を克服していた」のであった。中村哲「新憲法ノート」共和出版社、一九四七年。三、八一ページ。

(6) 憲法調査会『憲法調査会第十回総会議事録』（一九五八年二月一九日）、三ページ。

(7) 憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会第二十一回議事録』（一九五九年四月九日）、三ページ。

(8) 憲法調査会アメリカ調査団におけるこの皮肉な調査結果については、憲法調査会委員・高田元三郎の発言を参照。右同、憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会第二十一回議事録』一九ページ。

(9) 「高野玄三郎先生追悼会の記」（メイン・タイトルは「高風を偲ぶ」）『法政』一九五三年五月、における三宅晴輝の発言。

(10) 憲法調査会における鈴木安蔵の証言による。憲法調査会、前掲『二の注一』、『憲法制定の経過に関する小委員会第二十一回議事録』一七ページ。

(11) 憲法研究会の「憲法草案要綱」は、鈴木安蔵『憲法制定前後』（青木書店、一九七七年）に収められている。憲法研究会が示した「新憲法」をコンファームする発想は、GHQの側の草案作成過程において注目される一点となっていた。憲法調査会事務局、前掲『二の注一』、『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』一八七ページ。「新憲法」制定後、コンファームする機会が提起されたにも関わらずコンファームの必要が否定される形で「新憲法」のコンファームがなされたという興味ある事実経過については、古関彰一、前掲『二の注一』、『新憲法の誕生』Ⅺ、「忘れられた『その後』」を参照。

三、高野「共和国憲法私案」の基本構造

多様で膨大なGHQ関係文書の公開と発掘と分析が進むにつれ、いわゆる「戦後史」の諸断面が明らかになりつつあるが、日本国憲法形成史において、これまでそれほど重視されることのなかった高野岩三郎と大内兵衛、森戸辰男の存在と役割も、伊藤悟氏によってなされた占領史関係文書の一端としての合衆国政治顧問団（ポラード）文書の掘り起こしによって、見落とせない一経過として浮上することになった。

戦時体制下、大原社会問題研究所という「石かげ」⁽¹⁾に逼塞していた高野であり、大内、森戸であったが、日本政府によってポツダム宣言の受諾がなされるやいなや積極的な「新時代」への対応活動を開始したのであった。日本文化人連盟の組織化がそれであり、憲法研究会の活動開始がそれであり、「憲法草案要綱」の作成と発表がそれであった。

高野や大内、森戸の戦後の活動の起点に、大内や森戸による合衆国政治顧問団に対する憲法改正を求める見解の表明があった。戦争が終わってまだ二ヶ月も経たない一九四五年一〇月八日、大内兵衛はポラード担当官との会見に応じた。担当官によるインタビューの記録が、一九四五年一〇月二三日付けで、ジョージ・アチソン・Jrの名によってワシントンの國務省宛に送られている。⁽²⁾その報告書によれば、ポラード担当官は、大内を前・東京帝国大学の財政学の教授であり、現・日本銀行の審議官であるとして意見を聴取したのであるが、大内は、自らを、「同人会」という「小さなリベラルなグループ」の一員であるとした上で、担当官の問い掛けに答えている。

大内が「同人会」の一員を名乗ってポラード担当官の面接に応じたことは、大内が、高野岩三郎や森戸辰男らと終戦後の状況について検討し合っており、そこで一定の方向をお互いに確認した上で、その見解を述べたであろうことを示唆している。⁽³⁾大内が明らかにした見解は、「憲法の改正 (revision) は必至」であり、「日本の民衆 (public)」

は「天皇の位置の変化を受け入れるであろう」とする二点を中心とするものであった。大内は、少なくとも以下の七点について憲法は改正されねばならないと提言している。

- (1) 天皇の条約締結権
- (2) 天皇の戦争開始と終結の権限
- (3) 軍に対する直接統率（統帥権）
- (4) 緊急勅令発布の権限
- (5) 貴族院の権限
- (6) 財政事項に関する勅令
- (7) 予算編成に関する国会の権限

（資料不鮮明箇所は判読）

このような大内の見解について、ポラードは、GHQに、一情報として伝達するだけでありまだコメントする段階ではない、との見解を付け加えている。

大内の後、ポラードの担当官のインタビューを受けたのは森戸辰男であった。高野岩三郎との面接がなされたのかどうかは不明であるが、高野の東京帝大についての「改革」案が森戸によってポラード側に伝えられている。森戸がポラードのインタビューに応じたのは、一九四五年一月七日であった。ジョーン・K・エマーソンがポラードの特別政治顧問として加わっている。エマーソンが森戸の見解を「憲法改正およびその他の今日的な日本の諸問題」と題するレポートにまとめ、そのレポートを含む報告が、一九四五年一月一三日付で、ワシントンの国務省に送られた。⁽⁴⁾ 会談の前提とされたのは、大原社会問題研究所の高野と森戸が、憲法改正について独自の研究グループを組織したという新聞報道であった。J・K・エマーソンがまとめた森戸の発言は、「憲法改正」「大学改革」「政党」「日本の将来」の四点にまとめられ、小論文となっている。その中の「憲法改正」部分の要点を拾うと以下の諸点となる。

- (a) 一月一三日に正式に発足する日本文化人連盟の課題の一つは憲法改正である。
- (b) 人民 (people) は、憲法改正を真剣に考えている。政府と枢密院は、憲法学者だけで憲法改正作業に着手しようとしている。法の技術家に過ぎない憲法学者は、人民の政治的社会的見解を的確に代表出来ない。憲法学者の何人かは、帝国憲法の改正は必要がないとしている。
- (c) 憲法改正の最大の課題は、人權の擁護である。人民の権利は守られるべきであり、天皇は「道德的象徵」(a moral symbol) 以上の何かになってはならない。
- (d) ただし、天皇制と皇室を急激に廃止するならば、国家的混乱が惹き起こされるであろう。
- (e) 主権は名目的には天皇に、実質的には人民 (people) に依拠すべきである。天皇の行為は、議会によって規制されなければならない。

こうして、憲法改正案の形をとってはいなかったが、憲法改正課題と象徵天皇制の構想が、大原社研に結集していた高野を中心とする「同人会」のメンバーによって合衆国政治顧問団に提起され、GHQと国務省に伝達されたのであった。⁽⁵⁾

【高野岩三郎のこだわり】

二〇世紀前半の四半世紀において、「合理的な社会の改造」を企図して社会研究 (social research) に携わってきた「同人会」グループであり、大原社研のメンバーである高野や大内、森戸であった。彼らにおいて、まずは、特殊天皇制を名目的に存続させながら、実質的には君主制一般に転化させる構想が、憲法改正提起の第一歩を踏み出すに当たっての承認事項になっていたと思われる。しかし、大内や森戸に「先生」として敬愛される高野老人は、おそらくは憲法研究会の議論の過程で、教え子である大内や森戸の穩健な天皇制改組論と異なって、この際、天皇制そのものの廃止を提起すべきであると考えるに至ったと思われる。

「思い切って共和制でゆきたい」と言い出した高野に、憲法研究会の会員の中に賛同する者もいないわけではなかったが、しかし、森戸などの「天皇制は反対だが当面すぐに共和制にゆくのは不適当だろう」という意見が多数を占めたのであった。大内も書面で多数説と同じ意見を述べた。鈴木安蔵がその大内の手紙を高野に示すと、高野は「大内君までそう言うのか」と「微苦笑」して、天皇制の形式としての残存を認めた案が憲法研究会の案となることを了承したのであった。⁽⁶⁾

森戸や大内の意見に同調した高野であったが、共和制の構想を放棄したわけではなく、高野の構想は「日本共和国憲法私案要綱」としてまとめられた上で、憲法研究会の「憲法草案要綱」とは別に発表されることになった。憲法研究会の会員もそうするようにすすめた結果が、雑誌『新生』における高野の「改正憲法私案要綱」の発表となった。高野が、そこまで、この時期における天皇制廃止の提起に固執したのは、高野の心の奥底に、明治初年の状況への強いこだわりがあったからであった。

戦後直後に発行され、創刊号を三〇万部発行したと伝えられる雑誌『新生』であった。この『新生』誌の第二巻第二号（一九四六年二月）に、高野は、巻頭論文「因はれたる民衆」を発表し、その末尾に、「日本共和国憲法私案要綱」を「改正憲法私案要綱」と改題して収めた。小論文「因はれたる民衆」は、高野の「改正憲法私案要綱」の提案趣旨説明となり、高野の「共和国憲法私案」の基本発想を詳細に論述したエッセイとなっている。⁽⁷⁾

高野が「因はれたる民衆」でかなり立ち入って論じているのは、横田喜三郎の「裝飾天皇制」論であった。高野は横田の主権論の論理性に敬意を表しつつも、「裝飾天皇制」論については「遺憾ながらこの点に於て横田教授の論にも又憲法研究会同人の多数とも所見を異にする」とし、今回の「改正憲法私案要綱」について、「敢て私見を開陳して世人の参考に資せんと欲する」に至ったのであると、発表の意図を説明している。高野の横田論文批判には、大内

や森戸に対する異論呈示の意味が含まれていたのである。

横田の意見にも、大内や森戸が加わる憲法研究会の結論にも、理解を示す高野であったが、最後に、どうしても高野がこだわっているのは、形だけとはいえ、天皇制が存続させられることであった。高野は、なぜこの機会に天皇制を思い切って廃止しないのか、これほどの機会はないではないか、ここで形だけでも残せばいつかは復活することになるのではないかと、天皇制廃止にこだわるのであった。

高野の、そのような天皇制廃止へのこだわりは、明治人としての世代責任の自覚から生まれていた。高野が十四、五歳から十八、九歳の頃の明治初年の状況は、「仏蘭西流の自由民権論旺盛を極め、国会開設要望の声は天下を風靡した」時代であった。高野にとって一八八〇年代は「貴族もなく、財閥もなく、頻りに打倒を叫ばれたのは薩長藩閥打破即ち近來の用語を以てすれば軍閥打破の声であつた」という時代であつたのである。それは、天皇家が存続していても、それにかかわりなく自由と共和の体制が求められた時代であつた。そのような明治初年の空気を吸って育つた高野であつた。第二次大戦後の転機の際に直面して、人為的な呪縛としての天皇制から脱出する好機であること、「囚はれたる民衆」に説かざるを得なかつたのである。

高野は、自由と民権の時代の懐古に浸っているのではなかつた。明治一〇年代は、高野にとって、苦い思いがよみがえる時代であつたのである。なぜ、あのとき、民衆を帝国憲法という魔法の園の囚われ人の世界へ追いやってしまったのか、なぜ、あそこで天皇制という呪縛の成立を許してしまったのか、という苦い反省から、高野は自由と民権の時代を想起しているのであつた。大日本帝国憲法体制の崩壊が明らかになった「新時代」のこの瞬間にこそ、天皇制の呪縛を根底から除去すべきであると言いつける世代責任を、齢七四歳に達していた高野老人は感じていたのである。高野が立っていた一九四〇年代後半の地点とは、大日本帝国憲法体制確立から五〇余年を数える地点であつた。い

ま、われわれが一九九六年の時点に立って、五〇年前の戦後民主革命と言われた状況に立ち戻り高野の憲法私案を読み直しているのと同じ距離感で、高野は明治憲法形成前夜の状況を振り返っていたのであった。大日本帝國憲法半世紀の地点で、明治初年は「一方に帝王神權説を唱ふる者あれば、他方には主權在民、共和政体論を主張するものありといふ有様」であったと回想するところに、高野の森戸や大内との世代感覚の違いがあった。

「因はれたる民衆」を発表した直後にも、高野は「新時代の教育」について論じ、第二次世界大戦直後の状況を「五十年前の姿が突如ふたたび現出してきた」状況であるとして、「明治初期の復制」であるこの「新時代」の到来の時期にこそ專制的君主制の復活を阻止する制度的改革を行なっておこうではないか、と提案している。

【「共和国憲法私案」の原案と成案】

高野の「共和国憲法私案」は、一つではなく、原案と成案があつて、その内容には微妙な差異が認められる。終戦の年、一九四五年の一月から二月にかけて、高野は憲法研究会の提唱者であり、その活動の中心の一人であつたが、憲法研究会の「憲法草案要綱」が公表され、政府とGHQに提出されることになった直前と思われる時期に、高野は、憲法研究会の鈴木安蔵に、「こんなものを書いてきたが見てくれ」と言つて手書きの憲法草案の原稿を手渡した。鈴木に渡した高野私案が、今日、法政大学大原社会問題研究所に所蔵されている高野の筆になる「日本共和国憲法私案要綱」であり、これが高野の「共和国憲法私案」の原案となつて⁽⁹⁾いる。

雑誌『新生』の一九四六年二月号に「改正憲法私案要綱」として発表された高野の私案が一般に高野の「共和国憲法私案」と受け取られているが、これは、「改正憲法」の高野私案であるだけでなく、高野私案の「改正」案であつて、高野の「共和国憲法私案」の成案であつた。大原社研に保存されている「日本共和国憲法私案要綱」と雑誌『新生』に発表された「改正憲法私案要綱」との間には、元原稿と発表論文との関係以上の意味を持つと思われる字句の

変更が見出される。

高野私案の原案と成案との間にある違いは、一見、微妙なものである。五〇条ある条文の個々についての変更は、原案と成案との間ではほとんど認められない。原案の幾つかの条文にある「国会」が成案で「議會」となり、原案にあった可否同数の場合の議長の決定権事項と「信教の自由」に関する条項がなぜ成案で落されているだけである。しかし、原案のタイトルが「日本共和国憲法私案要綱」であったのに、成案のタイトルが「改正憲法私案要綱」となっていて、「共和国」が消し去られている点に注目したい。また、原案に掲げられた「根本原則」が「天皇制ヲ廃止シ、之レニ代ヘテ大統領ヲ元首トスル共和制採用」となっていたのに、成案の「根本原則」が「天皇制ニ代エテ大統領ヲ元首トスル共和制採用」となっていて「天皇制ヲ廃止」するとの文言が消えている点にも注目したい。

高野の「日本共和国憲法私案要綱」、すなわち原案に付された数行の補注がある。⁽¹⁰⁾

現行帝國憲法ノ由來ト推移

明治初期ニ於ル民権論ノ興隆、之ニ對スル藩閥政府ノ對策、国会開設ノ誓約、憲法ノ制定、其ノ以後ニ於ケル軍閥ノ一貫セル組織的陰謀、最近ニ至ルマデノ民衆ノ奴隸化

現行憲法ヲ改正シ政体ヲ變更スルニ現時ヲ以テ絶好ノ機會ナリトスル理由

現時ヲ以テ絶好ノ機會ナリトスル理由ハ「憲法改正要綱」ノ中ニアリ

この補注によれば、帝國憲法の改正を、高野が、憲法の「推移」と理解していたことが明らかである。また、天皇制に代えて「大統領ヲ元首トスル共和制」を採用することを、高野が、革命でもなく、「国體」の變革でもなく、「政体ヲ變更スル」ことであると理解していたことが明らかである。

高野の歴史観は、ボツダム宣言の受諾による憲法改正課題への対応を、歴史の「推移」への対応であり、「政体」

の変更課題への対応であるとする理解をもたらしていた。そこにあるのは、憲法変遷の視点であったのである。

このような高野の天皇制否定の論理は、コミンテルン・テーゼに基づく日本共産党の天皇制否定論とは異なる論理となっていた。高野自身、両者の違いを充分に自覚していた。「囚はれたる民衆」の中で、高野は、天皇制の廃止論は目下のところ「共産党の独占」に限られている観があるが実はそうではない、としている。日本社会党内の内部で、民衆政治理念の保持者の間で、あるいは「天皇の個人に対しては愛敬の念禁じ難き場合」にあっても、天皇制の廃止を考えるものがあるのであり、「世間其人に乏しからず」とするのが高野であった。

高野自身が「明治大帝に対しては頗る親しみを覚え」ていたのであり、「敬愛の情切なるもの」があったのである。しかし高野は、敬愛の情以上の「何等神掛りの威厳を感じなかつた」のであった。高野によれば、それが「私共平民の率直なる感情であつた」のであった。高野の「天皇制ヲ廃止」する議論は、一平民のコモンセンスの発露なのであった。そこで、天皇制の廃止は、「政体」の変更として求められるのであった。

ここに、次のような逆説を読み取ることが出来はしないであろうか。美濃部達吉は「国体」を歴史的伝統的理解として憲法学の外に置き、「国体」と「政体」の「觀念混合」（『憲法精義』）を拒否し、そこで天皇制を君主制一般に置き換える理論構築を完成していた。そのような理論的営為によって、美濃部は、コミンテルン・テーゼから導き出される「国体」変革論による「革命」的行動の不毛性をはるかに超える政治改革を「政体」の変革論として成し遂げていた。すなわち、政党政治の正当化である。それと同じ論理が、すなわち、「国体」を避け「政体」の領域に場を限定することによって逆に「国体」に肉薄する論理が、高野の「日本共和国憲法私案要綱」の「補注」に込められているのであった。

高野の憲法私案の原案である「日本共和国憲法私案要綱」と発表された成案である「改正憲法私案要綱」の間にあ

る微妙な相違から、次のような高野の「共和国憲法私案」の基本構造を読み取ることが出来る。高野においては、歴史の「推移」視点からすれば、戦後革命は戦後改革であったのであった。「天皇制ヲ廃止」と言うよりも「天皇制ニ代エテ大統領ヲ元首トスル」と言ったほうが的確であったのである。「政体」の変更視点からすれば、「日本共和国憲法私案要綱」のタイトルよりも議会政治継承の契機を含む「改正憲法私案要綱」のタイトルのほうが妥当であったのである。高野の「共和国憲法私案」の原案における憲法理念の露出は、成案において憲法政策としての修正を受けたのであった。そして、そのような「政体」論展開の奥底にあるのは、まさに、ふつふつたる「団体」変更の熱情であったのである。

(1) 拙稿「戦時体制下の社会科学研究所―森戸辰男と大原社研―」「社会労働研究」第四一巻第三号、一九九四年十二月、参照。大原社研は「戦争の疾風の野にある一つの石かげであって、そこにだけ小さな草が生えていた」と回顧しているのは、大内兵衛であった。

(2) 合衆国政治顧問団 (The United States Political Adviser to the Supreme Commander for the Allied Power) が、日本国内の政治家・官僚・学者、などに行なったインタビューの記録をdispatchとして国務省に送った資料群の一部が伊藤悟編・解説『政・官・識者の語る戦後構想』（東出版、一九九五年）として刊行されている。ボラード文書と呼ぶことにする。大内兵衛に関する記録は、ボラード文書、一三六―一三九ページ。大内がボラード担当官のヒアリングに応じた一九四五年一〇月八日は、同顧問団のアチソンが、近衛文麿に憲法改正を初めて具体的に指示した日であった。

(3) 第一次世界大戦直後、東京帝国大学経済学部が発足と同時に発生したのが「森戸事件」であった。事件の渦中において、高野は森戸や大内や楠田民蔵などと共に「同人会」を結成した。同人の多くは大原社会問題研究所の所員となった。拙稿『森戸事件』前後―社会運動史における知的脈絡―『社会労働研究』第四〇巻第三・四号、一九九四年二月、参照。一九二〇年一月一三日付けの高野岩三郎の日記によれば、この「同人会」の「目的」は「最も合理的ナル社会ノ構成」であり、「手段」は「漸進」であり、「場所」は「眞理研究ノ府タル大学」とされていた。高野や森戸の「合理的な社会の構成」観念が確

定される前段階に、高野、森戸、両人が社会政策学会有志として吉野作造らと試みた「幸徳事件」の研究があった（上掲、拙稿参照）。最近、公刊された吉野作造の一九一九年四月九日付けの日記で、高野、森戸、吉野、などによる「幸徳事件」研究の事実を確認することが出来る（『吉野作造選集』第一四巻）。「幸徳事件」の研究会は牧野英一の発起によるものであった。この「幸徳事件」の研究会を、「国体」に触れることなく「政体」の変化を通じて天皇制の構造改革をすすめる「大正デモクラシー戦略」確定の一階梯と見ておきたい。

(4) 森戸辰男に関する記録は、ボラード文書『三の注2』、一四二―一四八ページ。

(5) 合衆国政治顧問団（ボラード）からアメリカ國務省へ送られた *Memorandum* が、ノースウエスタン大学の日本政治史研究者のケネス・コールグロブ教授に届けられ、コールグロブ教授が同大学に亡命中の大山郁夫教授に文書内容の検討を求めた経過を、「大山郁夫資料」で確認することが出来る。同資料は早稲田大学現代政治経済研究所に所蔵されている。コールグロブ教授と日本国憲法形成史の関係については、古関、前掲『二の注1』、「新憲法の誕生」第七章、参照。

(6) 鈴木安蔵「憲法制定と高野博士」『法政』一九五三年五月。メイソン・タイトルは「既に実質的な変更」。大内の手紙には「共和制は賛成だが、期待尚早とおもう」とあったという。なお鈴木は、別の機会に、高野は「大内君もそうかね」と「いささか寂しそうに笑われた」とも回想している。鈴木安蔵「憲法三十年」評論社、一九六七年、二三九ページ。

(7) 高野の「囚はれたる民衆」は、鈴木鴻一郎編、高野若三郎著『かっぱの尻―遺稿集―』法政大学出版局、一九六一年、に収められている。

(8) 同右『かっぱの尻』二四五ページ以下。高野の「新時代の教育」論発表誌については『五の注3』参照。

(9) 「日本共和国憲法私案要綱」の全文は、冒頭部分の写真とともに大島清「高野若三郎伝」（岩波書店、一九六八年）に掲載されている。執筆の日は、「昭和二十年十一月二十一日（十二月十日）」とあり、やや不明確である。この「高野若三郎伝」によれば、原案の「下書きと見られる高野筆の草稿」があり、それには「昭和二十年十一月十八日（二十一日）」との日付けが記されているとのである。ただし、この原案の「下書き」の所在は目下のところ不明である。

(10) 「日本共和国憲法私案要綱」の一枚目の原稿用紙の左半分に書き込まれた高野の数行の書き込みは、大島清、同右『高野若三郎伝』三九三―三九四ページに正確に紹介されているが、本稿では内容に即した行組みを採用した。

四、英文憲法草案と高野岩三郎

幣原内閣が憲法改正政府案を発表したのは一九四六年三月六日であったが、その案が実はGHQの英文草案の訳文にすぎないものであることを、高野はいちはやく知っていた。鈴木安蔵は「政府案が公表された直後、博士（高野）のお宅を訪ねた時、博士は草案英文を手にしていられて『占領軍がこんなものを作って、とうの昔に決定していたんだな』と痛嘆されていたことも、昨日のように想起される」と記している。⁽¹⁾ところで、「こんなものを……」という高野の「痛嘆」の意味をどのように理解するのが妥当であろうか。

日本の労働組合運動と消費組合運動の開拓者であった実兄・高野房太郎について、高野は「囚はれたる民衆」の中で、明治初年、東京の「下町っ子」として共に育った境遇を回顧しながら、「亡兄の労働組合運動は自然発生的である」と語っている。つづけて「同様に又私の民主主義観は自然発生的である」とも述べている。高野の歴史の観念は、固定観念の歴史への持ち込みを認めない自由主義そのものの自然発生史観であったと理解されるが、必ずしも、高野のそのような歴史観に曲折がなかったわけではなかった。

一九二〇年代から一九三〇年代にかけて、五〇歳代に到達していた高野であったが、ドイツ留学の機会に、マルクス主義へ、同時にレーニン主義へ、一時ではあったが大きく接近したことがあった。高野は、この時代について、同じく「囚はれたる民衆」の中で、「近年マルキシズムの勃興、左翼運動の旺盛によって、僅かに慰めらるるところ」があったと、率直に認めている。高野自身、岩波書店と組むことによって、「五社連盟版」の『マルクス・エンゲルス全集』の発行の中心となるなど、左翼運動に接近したのであった。

『五社連盟版』としての『マル・エン全集』の企画は挫折した。⁽²⁾その挫折の経緯から、高野は多くを学びとること

が出来たのであろう。「五社連盟版」頓挫の後、高野は、目的意識的歴史観への接近から自然発生史観へ立ち戻っている。

先に見た高野の「日本共和国憲法私案要綱」の「補注」が示しているように、高野にとって日本の近代史とは、「明治初期ニ於ル民権論ノ興隆」から始まり「軍閥ノ一貫セル組織的陰謀」を通じ「最近ニ至ルマデノ民衆ノ奴隷化」が続けられた歴史であった。天皇制という魔法の園に身を置いてきた高野は、「囚はれたる民衆」の姿を直視する立場において「我国には到底自主自由の風は頭上を空過し、国民は未来永劫奴隷的境遇に呻吟するの止むなきか」とする想いに捉われていたと述懐している。

ほぼ諦めの境地に達していた高野であったが、一九四五年八月、「新時代」が到来したのであった。「新時代」の到来を、高野は、当時、憲法学説として展開された「国体」の変革正当化の論理となる「八月革命説」⁽³⁾とは異なった文脈で理解した。自然発生史観からする状況対応の論理で、歴史の「推移」によって「政体」の変化が可能となった「絶好ノ好機」であると捉えたのであった。そこで、「同人会」のグループに与えられた課題は、社会的な活動となった。やがて、大内は東京帝大へ戻り、森戸は日本社会党選出の国会議員となり、高野は権田保之助と共に日本放送協会へ、と四散する形で、「同人会」のグループは、「絶好ノ好機」に対応する社会的活動の構えをとることになる。

そのような高野達の眼前に、突如として現われたのがGHQ案としての「新憲法」であった。高野は、思わず、占領軍は「こんなものを」と「痛嘆」したのであった。

関係者の証言は時間の経過につれて変わることがある。はじめ、鈴木安蔵は、高野は英文憲法草案を手にしながら「こんなものを」と言いながら「痛嘆」の意思表示をしたと述べたのであったが、その後、鈴木は、高野のそのときの状況を「すでに上から憲法改正の準備がなされているが、これでは国民の手による憲法は不可能になるだろう」

と「長大息、深い憂慮」の感情を示したと回顧している。鈴木最初の記憶である「痛嘆」と、鈴木晩年の回顧である「長大息」「深い憂慮」の間にあるのは、鈴木(4)の憲法史研究者としてのスタンスの変化であるように見受けられる。ここでは鈴木が高野の声を聞いてから七年しか経っていなかった時の証言、「痛嘆」を採用することにし、高野の「こんなものを」とする「痛嘆」の意味を探ることにしたい。少なくとも三側面からの考察が可能である。

【その一、同感】 G H Q が日本政府に憲法改正の指示を与えた「とうの昔」から G H Q 独自の改正案を決定していたとするのは高野の誤解であったが、G H Q 案の内容は、「こんなものを」と高野が言わざるをえないほどに憲法研究会や高野の私案と同じ構想の案となっていた。そこで高野は、憲法研究会や高野の数か月の努力は必要なかったのではないかと思わず「痛嘆」したのであったが、その「痛嘆」は、政府案に対する同感の「痛嘆」となっていた。高野が英文憲法草案に接したときの衝撃を、まずはそう理解できる。

新憲法の政府案が「憲法改正草案要綱」として新聞に発表されのが一九四六年三月七日であり、憲法議會を構成する議員の選出となる第二回（戦後第一回）総選挙の告示がなされたのが二日後の三月九日であった。高野は政府案公表の翌日、総選挙告示の前日、三月八日の「読売報知新聞」に「憲法改正政府案に対する意見」を発表した。政府案が実は G H Q の英文草案を原案とするものであるとする理解を前提とする検討であることが、かなり露骨に示される「意見」となっていた。

高野の三月八日付の「意見」は、憲法研究会草案と高野私案を一体化した地点からなされる政府案の評価となっていた。そして、評価の内容は、基本的な承認であった。政府案の「皇位は君主が世襲」とするポイントについて一応は「国民主権の本質に顧みてどうしても賛成出来ない」とする高野であったが、それ以上、原則的立場に立った意見の開陳は行っていない。むしろ、天皇の役割を国家的儀礼の担い手に限るとした憲法研究会の案と政府案の天皇条

項とが共通する一般君主制論になっているところに高野は注目している。

象徴天皇制を、政策論の視点から、高野は、是認したのである。高野は、衆議院の解散権を天皇に付与していると読める条項を抜き出して、「これはいけないと思ふ」と強く修正を求めているが、象徴天皇制の枠組みを是認した高野であったからこそ、そのような修正意見を表明したのであったのであろう。

【その二、要望】 政府案の修正を求める『読売報知新聞』一九四六年三月八日付けの高野の「意見」は、幣原内閣の政府案に対する部分修正を求める声の形をとっていたが、読む人には、高野の、GHQ案に対して批判すべき点は批判しよう、とするだいたんな「意見」として受け止められるものとなっていた。

三月八日付けの「意見」の冒頭部分で、高野は、次のような見解を率直に表明している。

…ながい間世間に示さなかつた政府の憲法改正案が当然公表されて一般の批判を仰ぐに至つたことは幣原内閣に愛想をつかしてゐた私といへども歓迎せざるをないところであるが、しかもその案が案外進歩的なをみてなほさう喜んだところである。…もつともこの政府案はその由来たるや、五ヵ月前に我國における最高権威者たるマッカーサー司令部の指示に基き、且つ事実その指示によつて発したやうに思はれる。

…この案がかやうに最高権威者の指示に基いたものでありとすれば、われわれはこの案の取扱ひにすこぶる慎重且つ厳肅であらねばならぬ。…この司令部の好意に報いるのめは単にこれに阿附盲従するとなく、むしろかへつて大胆率直にわれわれの希望的意见を開陳するにありと考へる。

…もとより私は一個の私見をあくまでも固持せんとするものでもなく、また憲法研究会案を墨守するわけでもないけれども、慎重考慮の結果つくりあげた案であつてみれば、出来るだけ自分らの案に近づくやうにありたいものだと思ふのは無理からぬ次第とも容認されるであらう。

政府案、実はGHQ草案の「最主要点」に対する希望意見としては、きわめて斬新な提案を試みている。すなわち、

象徴天皇の章を第一章としない。第一章を「国民的宣言」の章とする。第九条の「戦争の放棄」条項を第一章に移し第一条とする。前文の一節「諸国民の公正と信義」に委ねて「平和のうちに生存する権利」を確保するとある部分を「戦争の放棄」条項の第三項とする、などである。

その他、高野の三月八日付けの「意見」は、休養の権利、参議院の職能代表制、土地国有制、などについて政府案の修正を求めているが、それらは憲法研究会の「要綱」なり高野私案に引き付けた希望意見となっていた。

【その三、脱帽】「こんなものを」とする高野の「痛嘆」には、憲法研究会や高野が考えていた憲法構想と同じ内容であったということについての驚きがあったが、それだけではなく、憲法研究会や高野の憲法構想を越える内容の規定があったことへの驚きも含まれていた。その驚きの最たるものが「戦争放棄」条項であったであろうが、地方自治の章もそうではなかったであろうか。憲法研究会や高野の憲法構想に地方の自治なる観念は、いっさい含まれていなかった。⁽⁵⁾ 高野は、地方自治の章については全面的な賛意を表明、公選主義の明記を求めるだけであった。

* * *

政府案の発表に接して高野が「痛嘆」したのに対し、もろ手を挙げて歓迎し、「驚き」と「喜び」を感じたと懐想している例がある。東京帝国大学憲法研究会委員会の雰囲気がそうであったとされている。

南原繁総長の発意で、東京帝国大学に憲法研究会委員会が設けられたのは一九四六年二月一四日であった。委員長は宮沢俊義であり、委員としては高木八尺、末広厳太郎、和辻哲郎、我妻栄、横田喜三郎、大内兵衛、大河内一男、丸山真男、などが加わっていた。委員会発足二〇日後、政府案の発表があって、自主草案作成の予定は変更され、政府案の検討が主な課題とされるに至ったとされている。憲法改正手続きが最も重要な課題と考えられ、憲法会議を提唱する第一次の報告が行なわれた。政府案の逐条審議の結果を第二次報告として、この委員会は、その任務を終えた。

そう記録しているのは我妻栄である。⁽⁶⁾

我妻によれば、東京帝国大学の憲法研究委員会は、政府案について「当時極秘にされていたその出所について、委員会は大体のことを知っていた」が、「しかもなお、これを『押し付けられた不本意なもの』と考えた者は一人もいなかった」という。政府案は、大多数の委員にとって「大きな驚き」であったが、「大きな喜び」でもあったのであった。ただし、そのような内容の政府案であったため「最初の計画に従って討議を重ねて独自の案を作る暇のなかったことが惜しまれる」と我妻は述べている。

(1) 鈴木、前掲「三の注6」、「憲法体制と高野博士」。G H Qの英文草案は、宮沢俊義、末弘敏太郎、その他、東京帝大憲法研究委員会のメンバーの間で知られていた。古関、前掲「二の注1」、「新憲法の誕生」一五五ページ。

(2) 一九二七年、高野はベルリンで国崎定洞と会い、ドイツ共産党の大会に出席し、モスクワではリヒアルト・ゾルゲの案内でレーニン研究所を訪れている。帰国後、高野は岩波茂雄と会って『マルクス・エンゲルス全集』の「五社連盟版」に取り組んだ。川上武・加藤哲郎著『人間・国崎定洞』（勤草書房、一九九五年）が明らかにしているように、この時期、ベルリン日本共産主義者の活動が活発であった。高野も日本共産主義者ベルリン・グループの工作対象となっていたことであろう。改造社の同じ企画と競った「五社連盟版」の『マルクス・エンゲルス全集』については、拙稿、前掲「三の注1」「戦時体制下の社会科学研究所」第三節「二つの『マル・エン全集』」を参照。

(3) 政府側の憲法草案作成過程にあつて混乱を示した宮沢俊義の論理整理策として提示されたのが「八月革命説」であり、この説は、東京帝大憲法研究委員会における丸山真男の発言に触発されたアイデアであったと推定されている。そう推定する材料を提供するのは鶴岡信成であった（古関彰一、前掲「二の注1」、「新憲法の誕生」一五七ページ）。ここで次のような疑問が生じる。歴史意識の古層の研究で、日本の思想のプロトタイプとしての「執拗低音」に「つきつきとなるいきほひ」をみてとる丸山であった（『丸山真男集』第一〇巻）。〇正統とし正統の理論構築から、日本の思想のプロトタイプの表出を、「敗戦の破局から新憲法制定にいたる疾風怒濤の短い期間」に「わずかに波頭に浮かび上がった」と把握する丸山であった

『丸山真男集』第一巻)。この丸山に「八月革命説」があったとすれば、それは、はたして、宮沢によって理解されるようなものであったのか。むしろ、高野の自然発生史観に共通する何かを含むものではなかったであろうか(『丸山真男集』は岩波書店、一九九六年刊。以下同じ)。社会運動史において、大衆運動をその自然発生性において捉える視点がローザ・ルクセンブルクなどによって提起されている(高橋、前掲「二」の注一)、『日本の社会民主主義政党』五六―五七ページ参照)。高野の自然発生史観が、レーニン批判としてローザによって提示された*Naturwüchsigkeit*に通底する史観であることは確かであらう。

- (4) 鈴木安蔵『憲法制定前後』青木書店、一九七七年、一四九ページ。この書の中で鈴木は高野の天皇制廃止の提唱を振り返って評価し、「共和制を確立しなかった結果は、この三十年間の国政の実態の示すところである」としている(六五ページ)。ところで、鈴木は、一九四五年二月には、天皇制の「根本的な改革」を求めていたが、その改革を「天皇制の存続のために」断行せねばならぬ、としていた(鈴木『民主憲法の構想』光文社、一九四六年。一一七ページ)。鈴木のスタンスの変化は明瞭である。そもそも、鈴木は戦後の憲法論と、鈴木は戦前の著作である『日本政治の基準』(東洋経済新報社、一九四一年)が説く明治憲法論との間にも大きなスタンスの変化があった。日米戦争開始の前夜に「国民思想の統一」を説き、「目的の究極」は「八紘一宇の大理想を以て、皇道を全世界全人類に宣布・確立するにある」とするのが、鈴木は明治憲法論であったのである(同書三五三―三五四ページ)。鈴木は、『日本政治の基準』の刊行意図について、戦後の著作『憲法学三十年』(前掲「三」の注6)で、丸山幹治と丸山真男の名を出して釈明しているが(一六六―一六七ページ)、上記引用箇所についての弁明にはなっていない。

- (5) 戦前の無産政党において、一九三〇年代初頭に、「地方自治体を国家の党利的支配より解放」するとの政策指針が明示され、「一般投票による知事の選挙」「内務大蔵両大臣の道府県起債許可権の廃止」などのスローガンが採択されていた。一九三〇年代の社会大衆党の場合、府県会・市会へ進出した議員の数は二〇〇名を超えていた(拙稿「無産政党と自治体改革」『社会労働研究』第二四巻第三号、一九七八年、参照)。社会労働運動を背景とする高野の「共和国憲法私案」であったが、地方自治に関する限り、無産政党の経験の継承は十全ではなかった。

- (6) 我妻「知られざる憲法討議―制定時における東京帝国大学憲法研究委員会報告書をめぐって―」『世界』一九六二年八月。

同年四月の憲法問題研究会における我妻報告の内容をまとめたものとされている。

【注記追補】 東京帝大憲法研究会委員会の南原総長宛の「第一次報告」は、同上の『世界』誌に紹介されているが、この報告書は、主として丸山真男が執筆したものであった。また、この報告書における憲法会議の提案は、文言として明らかにされていないが、地方自治レベルから積み上げる憲法論議を企図するものであった。その実践例が、丸山が取り組んだ庶民大衆三島教室であった。丸山「戦後民主主義の『原点』」丸山真男集「第十五巻、丸山「デモクラシーと人間性」丸山真男集「第十六巻、などを参照。NHKテレビ、一九九六年一二月放映「丸山真男と戦後日本」をも参照。

五、ウエップ夫妻と高野のコンステイション

「結びに変えて」

きわめてラディカルな憲法の変革を構想していた高野であったが、その構想を「改正憲法私案要綱」として発表するにあたって、憲法理念を「肉付け」する憲法政策の領域の必要性を強調していた事実がある。「囚はれたる民衆」の最後の結びとなる一節で、高野は「併しながら憲法は如何に精巧に成案されても、要するに我国民の生活の大本、支柱的骨組みを示すに止まる。更にこれを明確なる肉付けを施さなければならぬ」と述べていた。⁽¹⁾

このように、憲法理念に対する「肉付け」作業の課題性を認めた高野であったが、高野において、その課題への取り組みは、必ずしも明確な形で十分に展開されたとは言えない。わずかに、高野私案発表直後の一、二、の発言に、高野の「肉付け」構想が窺える程度である。

雑誌『新生』で「改正憲法私案要綱」を発表した直後の一九四六年四月、日本放送協会会長に就任した高野は、就任の挨拶で、ラジオは「平和的文化日本を建設するために最も重要な手段である」とし、「広汎な国民大衆」のため

のラジオ、換言すれば「勤労大衆」のためのラジオを目指す述べた。ここで、高野が掲げたラジオ文化の目標は、「アメリカの制度文物」をたゆみなく迅速に紹介し摂取することであり、それらを通じて国民の一人一人が「道義の香り高き人格」へ導かれることであつた。また、「わが国の大きな弱点である女子を軽蔑することを矯正」することであつた。⁽²⁾

続けて、高野は、『新人』一九四六年五月号で教育について論じている。まず、歴史教育との関連で、「四十歳以上の人々」がいつさい「教壇より退去」することが望ましい、とされた。初等教育における英語教育、漢字制限の国語教育、などの重視、修身教育に代わる理科教育、音楽・図画などの情操教育、特に「動物愛の鼓吹」などが求められたが、高野の主張の力点は、小学校教育を単なる初等教育と見るのではなく、国民教育の「最終的教育」の場として「最要の重点」を置くところに置かれた。「形式的虚礼」の廃止によって国民の基礎教育となる小学校教育の「合理的進展の方向」が目指され、「児童の自然的なる心情の発露」を待つ姿勢が求められた。⁽³⁾

憲法私案提起後の高野の憲法論議は、以上のような政策的提言となっている。そこにあるのは、日本社会の自然史的発展にそつた道筋で憲法理念の具体化を図ろうとする政策科学の視点であり、日本国憲法を「合理的な社会の構成」原理として憲法政策論展開の公準とする姿勢であつた。高野が、「新憲法」の政策案、実はGHQの英文草案を見て思わず「こんなものを」と「痛嘆」した意味は、「新憲法」政府案に込められた民主化と社会化の政策論的可能性を読み取つた驚きでもあつたのである。

提示された憲法理念に「明確なる肉付けを施さなければならぬ」とする高野であり、憲法理念を具体化する憲法政策の展開を企図する高野であつたが、そのような方向を明示した「囚はれたる民衆」の結びの言葉として、高野が示しているのは、ウェッブ夫妻のコンスティテューション構想への強い関心であつた。「嘗て英国に於てウェッブ夫

妻は『大英社会主義国の構成』……を著はして、この種の構想を公けにしたのであるが、私も亦聊かえに倣つて我国に就て同種の企図を考量してゐる。考其の緒に就たならば、公けにして世間の批判を仰ぎたいと希望してゐる次第である」と高野は述べている。

ウェッブ夫妻は、社会主義インターナショナル事務局のイギリス労働党に対する要請に依て、一九二〇年に『大英社会主義国の構成 (constitution)』を公にした。社会主義インターナショナル事務局の要請とは、産業と労働の「社会化」(socialisation) について進行状況を明らかにし、社会主義的コンステイテューション課題の具体的内容を報告せよ、とするものであった。ウェッブ夫妻は、イギリス労働党の綱領「労働と新社会秩序」に基づいて、やがて成立するであろう労働党政権の政策内容を詳細に展開した。ウェッブ夫妻の言う慣習法の国におけるコンステイテューションとは、憲法典でなかっただけではない。憲法理念でもなかった。それはかつてW・パジョットが提示した一九世紀的イギリス国家構造としてのコンステイテューションに代位する二〇世紀的イギリス社会のコンステイテューションであり、「社会化」を直視する政策プログラムであつたのである。

明治、大正、昭和、と一身にして三世、あるいは昭和前期と後期を分ければ、一身にして四世を経験した高野であつたが、その高野のコンステイテューション構想を一貫したのは「合理的な社会の構成」であつたから、本来、高野の構想は、構造的に理念構想である以上に政策構想であつた。その高野のコンステイテューション構想は、当初から、ウェッブ夫妻のコンステイテューション構想と歩みを共にするものとなつていた。

ウェッブ夫妻が『大英社会主義国の構成』を発表したのは一九二〇年であつたが、高野が樺田民蔵、森戸辰男、大内兵衛らと学問の場における「合理的な社会の構成」を目指す「同人会」の結成を語り合い、大原社会問題研究所を活動の場として確認したのも、奇しくも同じ年の一九二〇年、すなわち大正九年であつた。

一九二五年に大原社研から『大英社会主義国の構成』が訳出され、一九二七年には、高野ほかの訳で、同じウェッブ夫妻の『産業民主制』が訳出されているが、いずれも同人社刊であった。これらの訳業が、また、大原社研の研究活動が、高野の「合理的な社会の構成」構想が、そして、コンステイテーション構想が、イギリスのフェビアン社会主義や産業民主主義と、そして「社会化」としての社会民主主義と協調するものであったことを物語っている。

高野は、共和国憲法の構想とともに、憲法理念という「文柱的骨組」に「肉付け」する憲法政策の領域が今後の理論課題であることを認めたのであり、ウェッブ夫妻の『大英社会主義国の構成』のような仕事にこれから取り組むと公約したのであったが、一見したところでは、その公約は果たされなかったように見える。高野は、憲法私案を発表した後、日本放送協会の会長への就任などがあって多忙となり、ついに「日本共和国の構成」をまとめることがなかったように見える。しかし、そうではなく、高野は、「新憲法」である日本国憲法に「合理的な社会の構成」としての「日本共和国の構成」の自然発生史的な端緒の発現を見出していたのであった。課題として自覚されたのは、日本国憲法の政策的展開であった。

ラジオ放送の意義であるとか、新たな教育理念の提起に、高野の日本国憲法の体制に身を置いた政策展開の姿勢を見ることが出来るのであり、ウェッブ夫妻の『大英社会主義国の構成』に対する高野のこだわりから、そのような理解を導き出すことが出来るのである。

ウェッブ夫妻による『大英社会主義国の構成』の訳書は、一九四八年に版を新たにして再刊されている。その際に付された大原社会問題研究所の名による序文の一節が、再刊の意図を明快に語っている。「わが国に於ても敗戦の結果として今や未曾有の社会改革が行はれようとしてゐる。それが如何なる行き方をとるにせよ、『徐々に然し確実に』進まうとする英国流の改革案を詳述した本書の中には啓蒙的な多くのものが見出されるであらう」。この序文は、お

そらくは、日本放送協会の会長就任の条件として大原社研の運営への継続的関与を挙げていた高野の筆になるものであったであろう。「新憲法」体制の展開過程に、高野は、「合理的な社会の構成」の展開を見て取っていたのであった。

ところで、ウェップ夫妻が新たな社会秩序として描くコンスティテューションは、「協同民主国」における「社会化」の体制であるにもかかわらず、「旧い制度である世襲的君主制の廃止を含まない」政治制度となっていた。「社会化」と君主制の関係はどうなるのか。ウェップ夫妻は、「宮廷」が「社会的諸価値についての新しい感覚」を持ち得ないようになった時、「この制度は急速に消滅 (disappear) するであろう」と予想しているのであった。⁽³⁾

新憲法の象徴天皇制は、憲法研究会が「国家的儀礼ヲ司ル」とした構想の具体化であると受け止められた。憲法研究会の中では、天皇を「象徴」とする案も出されていたし、森戸に至っては、GHQの政治顧問団に天皇を「モラル・シンボル」とするアイデアまで提供していた。そのような動きの中心に立っていた高野であったが、森戸辰男が高野について回想するところによれば、象徴天皇制成立後、「宮中に招かれても先生は参内しなかった⁽⁵⁾」という。象徴天皇制を承認しながら、君主制に対する原理的な不承認の立場を堅持し続けた高野であった。

高野の自然発生史観は、ウェップ夫妻のコンスティテューション構想と同じように、日本の社会における君主制の「民意」からの離反と、それにより君主制が「極めて迅速に消滅し去る」状況を想定し予想するものとなっていたと見ることが出来る。高野の天皇制の廃止という憲法理念は、「新憲法」における象徴天皇制という政策的対応に、魔法の園の自然発生史的な終局の見通しを見出していた。

(1) 先に見たように、高野の「囚はれたる民衆」は、『新生』第二巻第二号、一九四六年二月、に掲載された後、高野岩三郎著・鈴木湧一郎編『かっぱの尻―遺稿集―』法政大学出版局、一九六一年、に収められている。

- (2) 高野岩三郎「日本放送協会会長就任の挨拶」『日本放送協会報』一九四六年四月三〇日、号外。同右『かっぱの尻』に所収。
- (3) 高野岩三郎「新時代の教育について」『新人』第二六卷第二号、一九四六年五月。同右『かっぱの尻』に所収。
- (4) Sidney and Beatrice Webb, *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain*. Longmans, 1920. p.109. 訳文については、丸岡重典、山村喬、岡本秀昭、各氏の例を参照。
- (5) 森戸辰男、前掲「二の注9」『高野岩三郎先生追憶会の記』における発言。